

Japan tax alert

EY税理士法人

メキシコ議会が2022年度 税制改正案を承認

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

メキシコ連邦議会の両院は、2022年度経済政策案を迅速な手続きで承認しました。経済政策案には、納税者が悪用していると思われる税法の抜け穴を防ぐことに重点を置いた税制改定が盛り込まれています。本税制改定の最終化に伴い、企業は、既存の取引形態の修正を行う必要があるか再評価をする必要があります。

2021年10月26日、メキシコ上院は下院の承認後、アンдрес・マニュエル大統領の2022年の経済政策案を速やかに承認しました。この経済政策案には歳入法と税制改定が含まれていますが、議会は原案に大きな変更を加えませんでした。同法案の注釈によると、税制改定は、納税者による悪用が指摘されている税法の抜け穴を防ぐことに重点を置いています。また、メキシコ税務当局(スペイン語での略称SAT)に追加の徴収手段を与え、税務調査プロセスにおいて取引実体や事業目的について遡及して異議を唱える権限を付与することになります。

本税制改定は、近く大統領により署名・公表され、2022年1月1日より施行される予定です。

本税制改定には、主に以下の点が盛り込まれています。

- マキラドーラ企業が恒久的施設として適用を受けられるための移転価格税制の改定
- 過少資本税制の改定
- バック・ツー・バック(Back-to-Back)・ローンの定義拡大。事業目的を欠く取引を当該ローンの対象とする
- 規制外特別目的金融機関(通称「Non-Regulated SOFOM」)に対する恩恵の制限
- 国内での再編、スピンオフ、合併について納税者に適切な事業目的の証明を要求し、それら取引に関する追加申告を義務化

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

Latin America Tax Desk, Japan & Asia Pacific

Raúl Moreno Partner, International Tax and Transaction Services

raul.moreno@jp.ey.com

Ernst & Young United States, Latin American Business Center

Tak Morimoto Senior Manager, International Tax and Transaction Services

tak.morimoto@ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20211105

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp